



Liaison Office Report Vol.10

～法制度整備支援特集～

最高裁判所は、法務省等が行うアジアの開発途上国に対する法制度整備支援に協力しており、渉外連絡室では、同支援に関する関係機関との調整等を行っています。今回は、同支援への最高裁判所の協力の概要をお伝えいたします。

法制度整備支援とは

法制度整備支援とは、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することです。支援の基本的な柱は以下の3つとなります。

- (1) 基本法令の起草支援
- (2) 制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援
- (3) 法曹実務家等の人材育成支援

日本では、アジアの開発途上国からの要請を受け、法務省、外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)等が連携して同支援を行っています。

最高裁判所の協力

最高裁判所は同支援に対し、以下のような協力をしています。

(1) 現地への専門家の派遣

裁判官出身者が長期専門家等として現地に派遣され、その国の法制度の調査、司法関係者への助

言や必要な支援の企画・立案等を行っています。現在、ベトナム、カンボジア及びインドネシアに各1名の裁判官出身者が長期専門家として派遣されています。

(2) 作業部会（アドバイザーグループ）委員への参加

支援を効果的に行うため、法曹関係者が専門的見地から助言・指導を行うアドバイザーグループが、日本国内に設置されています。現在、インドネシア及びラオスのアドバイザーグループで、各1名の裁判官が委員を務めています。

(3) 日本での研修における裁判所訪問の受入れ

法務省等は、支援対象国の法曹、立法関係者等を日本に招いて研修を実施しており、裁判所は、その一環として行われる裁判所訪問の受入れを行っています。平成29年度も、上記研修の研修生らが裁判所を訪れました。



インドネシア法整備支援本邦研修における
知財高裁訪問

法制度整備支援の現場から

福岡地方裁判所第5民事部裁判官 酒井 直樹
(平成27年度ベトナム長期派遣専門家)

ベトナムでは、主に、裁判実務の改善を目的とした訴訟手続や専門事件の処理等に関する裁判官向けセミナーを開催するなどの活動を行っていました。単に日本の実務を紹介するのではなく、法制度や運用を研究し、実情を踏まえた解決策の提案や議論をすることを心がけていました。そのためにはベトナム語の知識も求められます。

毎年行われる訪日研修では、表敬訪問、法廷傍聴、裁判官との意見交換などのプログラムが組まれます。長期専門家は、現地の問題意識に即した研修となるよう日本側と調整したり、研修に同行して日本側との議論の橋渡しをしたりします。

相手国の抱える問題を掘り下げていくと、日本の司法と同様の課題に突き当たることがあります。社会や民族は違えども、人々の生活やそこから生じる紛争には相通じるところもあり、事件の解決に向けて悩む裁判官や法曹関係者の姿には共感を覚えます。また、日本の実務の課題に気付かされるという点でも、日本の裁判所にとっても大きな刺激となるように思います。





～外国法曹の最高裁訪問紹介～



最高裁判所では、様々な国との司法交流が行われています。平成30年に入ってから行われた司法交流案件を御紹介いたします。

駐日英国大使来訪
(3月28日)

ポール・マデン駐日英国大使が最高裁判所を訪問し、大谷直人最高裁長官を表敬されました。

